

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月1日

【会社名】 シップヘルスケアホールディングス株式会社

【英訳名】 SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 CEO 古川 國久

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 横山 裕司

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営企画室長 横山 裕司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成28年3月1日開催の取締役会において、当社が小西共和ホールディング株式会社（以下「小西共和HD」といいます。）株式の譲渡を希望する小西共和HD株主から株式を譲り受けるとともに（以下「本株式取得」といいます。）、当社を株式交換完全親会社、小西共和HDを株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことによる経営統合を行うことにつき決議し、統合契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく子会社取得、並びに金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく株式交換による臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は平成28年4月1日開催の当社取締役会において、本株式交換に係る株式交換契約書（以下「本株式交換契約書」といいます。）の締結を承認し、同日付で本株式交換契約書を締結いたしました。また、平成28年3月1日に提出致しました当社の臨時報告書において、未定となっておりました子会社取得の対価の額における小西共和HD普通株式の取得株式数及び金額が確定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(4) 本株式取得に関する子会社取得の対価の額

(6) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

(訂正前)

(4) 本株式取得に関する子会社取得の対価の額

小西共和HD株式会社普通株式取得株式数	未定
小西共和HD株式会社普通株式取得価額	1株当たり金28,000円を予定しております
アドバイザー費用等（概算）	310百万円
合計（概算）	未定

(6) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容

今後、両社で協議の上、平成28年4月1日に株式交換契約の締結を予定しております。

(訂正後)

(4) 本株式取得に関する子会社取得の対価の額

小西共和HD株式会社普通株式取得株式数	439,750株
小西共和HD株式会社普通株式取得価額	1株当たり金28,000円
アドバイザー費用等（概算）	310百万円
合計（概算）	12,623百万円

(6) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
その他の株式交換契約の内容

当社が小西共和HDとの間で、平成28年4月1日に締結した株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

シップヘルスケアホールディングス株式会社（住所：大阪府吹田市春日三丁目20番8号。以下「甲」という。）及び小西共和ホールディングス株式会社（住所：大阪府大阪市中央区内淡路町二丁目1番5号。以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約の定めるところに従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載された乙の株主のうち甲を除く株主に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式数の合計に交換比率を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。交換比率とは、以下の算式により算出される比率をいう。但し、交換比率は、少数第4位まで算出し、その少数第4位を四捨五入する。

交換比率=28,000円/甲普通株式平均株価

なお、「甲普通株式平均株価」とは、東京証券取引所における平成28年4月7日（同日を含む。）から平成28年4月13日（同日を含む。）までの各取引日の甲の普通株式の終値の単純平均値（但し、小数点以下を四捨五入する。）をいう。

2. 甲は、本株式交換に際して、前項に基づき割当ての対象となる乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式の数に交換比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割当てる。

第3条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第4条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、本契約につき第6条に定める乙の株主総会の承認が得られた場合には、基準時まで、乙が所有している自己株式の全部を消却する。

第5条（効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成28年4月27日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2. 前項但し書に従って効力発生日を変更する場合には、会社法第790条に従うものとする。

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき、本株式交換に関して、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。なお、本株式交換に係る手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2. 乙は、平成28年4月19日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲

乙協議の上、これを変更することができる。なお、乙は、会社法第319条第1項の規定により、全株主に本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する提案を行い、株主総会の決議に代わる株主全員からの書面又は電磁的記録による同意の意思表示を取得することもできる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議の上、これを定める。

本契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲： 大阪府吹田市春日三丁目20番8号
シップヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役会長 古川 國久

乙： 大阪府大阪市中央区内淡路町二丁目1番5号
小西共和ホールディング株式会社
代表取締役 小西 賢三

以上